

パリの諸地区より国民公会への請願書

田川光照 訳

『パリの諸地区より国民公会への請願書』は、ピック地区の書記であったサドが起草し、1793年6月16日に国民公会で朗読した請願書である。一日四〇スーの俸給を支払われる六〇〇〇人からなる軍隊をパリに編成するという政令に反対したものであるが、パリの四八地区のうちすでに一六地区が反対を表明していた。その草稿『パリの諸地区より国民公会への請願書草稿』と比較すると、全体として調子がやや穏やかになっている。

以下に草稿と決定稿の両方を翻訳する。

凡例

- 一、翻訳には、Œuvres complètes du Marquis de Sade, en 8 vol, Cercle du Livre précieux, 1966-1967 の第11巻に収められたものをテキストとした。
- 二、原文中のイタリックはすべて傍点で示した。
- 三、訳注は、本文中にはアラビア数字で示し、巻末に送った。

パリの諸地区より国民公会への請願書草稿

(一七九三年)

主権者の代理人諸君¹、

共和国の単一性、不可分性、ならびに自由の保全、および時効によって消滅することのない人間の権利の保全とに必要な安定の維持に、常に注意を払っているパリの諸地区は、パリ防衛のために六〇〇〇人の傭兵隊を召集するとの政令²を知り、困惑している。

立法者諸君、我々はあえて諸君に申し立て、証明したいと思っているのであるが、その計画は下策であると同時に不当で危険でさえある。フランス人民の代表たちが正義の女神と自由の女神の間に座を占めている神殿から、かかる政令のいかなるものも発せらるべきではない。国民の栄光と幸福のために作られる政令しか、国民に与えてはならないのである。

我々はその政令を下策であるとみなしている。一共和国の防衛者たちの俸給の間に差別を設けることほど、下策なものはない。この当を得ぬ格差からたちまち混乱と分断が生ずる。政令は下策である。なぜなら、あらゆる点からみて共和国にとって極めて重大な仕事の間から、兵を引き揚げさせてしまうからである。

諸君の政令は不当である。なぜなら、運命に虐待された階級を優遇するどころか、革命軍兵士に支払うべく提案されている高給は、パリの誠実な労働者の日当に比べて不十分な俸

給にでも満足できる、怠惰な人間や山師によって掠奪されることになるかもしれぬからである。政令は不当である。なぜなら、祖国防衛のために自らの命を賭している人間に与えられる俸給の二倍を、何もなし得ない人間に提供するからである。愛国者証明書が反駁の口実として持ち出され、愛国者でない者はその軍隊に加入し得ないと反論されるかもしれない³。しかし、この理屈は、ルイ16世の取り巻き連中もまた愛国者証明書を持っていたことを知っている人々を、満足させないであろう。

諸君の政令は危険である。なぜなら、パリの革命軍は、やがて野心家や強奪者の親衛隊にすぎなくなり、我々を鎖につなぐために利用されるかもしれぬからである。法令は危険である。なぜなら、再び市民の間に危険な差別を、逆行であるにもかかわらず、もたらすことは必然的だからである。革命の一ページ一ページを振り返り、あの有害なあらゆる同盟団体から生じた諸悪を、今もう一度諸君の視野に治めていただきたい。猟騎兵や擲弾兵やスイス人傭兵や国王衛兵の設立によって引き起こされた、紛糾や混乱を思い出していただきたい。そうすれば、諸君は、そのような措置に対する我々の反対に驚きはしまい。我々は、上の措置から生じた諸悪をいまだ身近に感じているのである。我々の内部に敵がいることに疑う余地はない。やがて彼らの士気を高めることになるがごとき勢力を作らないように、用心しようではないか。パリは革命を創りだした。パリはそれを維持し得るであろう。立法者諸君、フランス共和国の兵士たちが、外では諸君を防衛し得る

と同時に、内では諸君の意に従い得るかどうか、また、兵士たちが裏切り者を識別し得ると同時に、人民の真の代表たちの権利を保全し得るかどうかを、諸君は誰よりもよく知っている。バスティーユの城壁を打ち壊した人々、要するに、専制君主の笏をへし折った人々は、俸給も契約もなしにそうしたのであって、祖国愛のみが彼らの魂を高揚させ、全き自由のみがその勝利の報酬だったのである。

日々の労働によってどうにか生計を立てている我々の仲間の人々に分かっていたきたいことは、我々がその人々の利益を無視しているのではないということである。我々は、彼らの奉仕に支払われるべき正当な給与を、彼らから取り上げようなどとは毛頭考えていないのである。我々が異議を唱えるのは、ただ、山師たちに給与が分配されることになれば、その給与は、カティリナ⁴やクロムウェル⁵のような連中がおそろくいつの日か諸君を縛るために用いる鎖の代価になりはしまいか、ということなのである。我々は、正当な給与を受けべき人々が自らの労苦に対する報酬を受け取れなくせよ、と要求するどころか、戦争税の最初の使途は、彼らが市民の財産を守るために自らの時間を割いてくれるたびに、四〇スーではなく五〇スーの俸給⁶を彼らに保障することであることを要求する。というのも、彼らの財産は日々の仕事なのであり、当然ながら、彼らが仕事を奪われる時には賠償されてしかるべきだからである。しかし、パリの革命軍は不要である。その軍隊に関する政令については、立法者諸君、それが下策で

あると同時に不当で危険でさえあることを今証明した通りであり、したがって、我々はその撤回を諸君に要求する。

パリを防衛する権利はパリの市民にのみ属するのである。莊嚴で堂々たるその都市は、ひとたび太鼓が打ち鳴らされるや、直ちに、一五万の人々を立ち上がらせる⁷ことができるのであり、傭兵を雇う必要はない。傭兵は俸給を支払われるというだけで、その都市を防衛する資格を持たないのである。

しかし、他の意見もあると言われている。くだんの軍隊が召集されるのは、別の見解によるというわけである。立法者諸君、その見解を教えてください。隠蔽は疑惑を招く。我々はもはや、罪悪をひた隠しにするために政府にとばりを覆わせていた、あの野蛮な時代に生きているのではない。共和国の全構成員が行政に参加できる以上、構成員に対するいかなる種類の秘密もあってはならない。秘密は罪悪の手段であり、いまや我々が立脚したいと望んでいるのは、美德にほかならないのである。我々をして専制政治を振るい落とさしめたものは、あの陰險な恐怖なのだ。そして、束縛を断ち切った諸々の手が、再び束縛を受けることはあるまい。然り。自由のためにあれほどの犠牲を払った挙げ句、再び隷属状態に陥るほど、フランス人が弱くなることは決してあるまい。我々は、ここで諸君を前に、我々の懐に傭兵の軍隊を絶対に認めないと誓約するとともに、外敵から、あるいはしばしば外敵よりも一層危険な内部の裏切り者たちから、諸君を守るために、我々自身の肉体をもって防壁となすことを誓約する。

主権者の代理人諸君、我々が諸君に示す共和主義者としての誇りを、嘆かないでいただきたい。この堂々たる態度は諸君の所産なのであり、諸君が我々に与えてくれた政府のおかげで、我々はこの態度をとれるのである。もし、我々が、国王の奴隷たちのように卑屈で臆病になって、諸君の前に、自由な人間にふさわしい雄々しく勇敢な顔つきを見せないとなれば、ヨーロッパのあらゆる人民の上に我々を引き上げてくれるこの政府に値しないであろう。

立法者諸君、以上が我々の原則であり、以上が我々の誓約である。そして、諸君を前にしてかくのごとく姿を現わした魂を突き動かすこの煮えたぎる血管の中で、諸君の防衛に役立つべき血液と、暴君たちを壊滅させるために注がれるべき血液とが、同時に流れているのである。

パリの諸地区より国民公会への請願書

(一七九三年六月)

人民の代表者諸君⁸、

共和国の単一性、不可分性、ならびに自由の保全、および時効によって消滅することのない人間の権利の保全とに必要な安定の維持に、常に注意を払っているパリの諸地区は、パリ防衛のために六〇〇〇人の傭兵隊を召集するとの政令に接し、困惑している。

立法者諸君、我々はあえて諸君に申し立て、証明するつもりである⁹が、その政令は下策であると同時に不当で危険でさえある。フランス人民の代表たちが正義の女神と自由の女神の間に座を占めている神殿から、かかる政令のいかなるものも発せらるべきではない。国民の栄光と幸福のために作られる政令しか、国民に与えてはならないのである。

我々はその政令を下策であるとみなしている。一共和国の防衛者たちの俸給の間に差別を設けることほど、下策なものはない。この当を得ぬ格差からたちまち混乱と分断が生ずる。政令は下策である。なぜなら、あらゆる点からみて共和国にとって極めて重大な仕事の間から、兵を引き揚げさせてしまうかもしれぬ¹⁰からである。

諸君の政令は不当に思われる¹¹。なぜなら、運命に虐待された階級を優遇するどころか、革命軍兵士に支払うべく提案されている高給は、パリの誠実な労働者の日当に比べて不十

分な俸給にでも満足できる、怠惰な人間や山師によって掠奪されることになるかもしれぬからである。政令は不当に思われる¹²。なぜなら、祖国防衛のために自らの命を賭している人間に与えられる俸給の二倍を、何もし得ない人間に提供するからである。愛国者証明書が反駁の口実として持ち出され、愛国者でない者はその軍隊に加入し得ないと反論されるかもしれない。しかし、この理屈は、ルイ16世の取り巻き連中もまた愛国者証明書を持っていたことを知っている人々を、満足させないであろう。

諸君の政令は危険である。なぜなら、パリの革命軍は、やがて野心家や強奪者の親衛隊にすぎなくなり、我々を鎖につなぐために利用されるかもしれぬからである。政令は危険である。なぜなら、再び市民の間に危険な差別を、逆行であるにもかかわらず、もたらすことは必然的だからである。革命の歴史を振り返り¹³、あの有害なあらゆる同盟団体から生じた諸悪を、今もう一度諸君の視野に治めていただきたい¹⁴。そうすれば、諸君は、そのような措置に対して我々が抱く懸念に驚きはしまい。我々は、上の措置から生じた諸悪をいまだ身近に感じているのである。我々の内部に敵がいることに疑う余地はない。やがて彼らの士気を高めることになるがごとき勢力を作らないように、用心しようではないか。パリは革命を創りだした。パリはそれを維持し得るであろう。立法者諸君、フランス共和国の兵士たちが、諸君を防衛し得るかどうか、また、彼らが裏切り者を識別し、人民の真の代表たちの権利を保全し得るかどうかを、諸君は誰よりもよく知ってい

る¹⁵。バスティーユの城壁を打ち壊した人々、専制君主の笏をへし折った人々は¹⁶、俸給も契約もなしにそうしたのであって、祖国愛のみが彼らの魂を高揚させ、全き自由のみがその勝利の報酬だったのである。

日々の労働によってどうにか生計を立てている我々の仲間の人々に分かっていたきたいことは、我々がその人々の利益を無視しているのではないということである。我々は、彼らの奉仕に支払われるべき正当な給与を、彼らから取り上げようなどとは毛頭考えていないのである。我々が異議を唱えるのは、ただ、危険な輩に給与が分配されることになれば、その給与は、カティリナやクロムウェルのような連中がおそらくいつの日か諸君を縛るために用いる鎖の代価になりはしまいか、ということなのである。我々は、あまり裕福でない人々が自らの労苦に対する報酬を「受け取れなくせよ、と要求するどころか、戦争税の最初の用途は、彼らが市民の財産を守るために自らの時間を割いてくれるたびに、俸給¹⁷を彼らに保障することであることを要求する。というのも、貧しい人々の財産¹⁸は日々の仕事なのであり、当然ながら、彼らが仕事を奪われる時には賠償されてしかるべきだからである。¹⁹

パリを防衛する権利はパリの市民にのみ属するのである。その都市は、ひとたび太鼓が打ち鳴らされるや、直ちに、一五万の人々を立ち上がらせることができるのであり、自己防衛に困りはしないのである²⁰。

しかし、他の意見もあると言われている。くだんの軍隊が召集されるのは、別の見解によるというわけである。立法者

諸君、その見解を教えてください。隠蔽は疑惑を招く。我々はもはや、下劣な行いをひた隠しにするために政府にとばりを覆わせていた、あの野蛮な時代に生きているのではない。共和国の全構成員が行政に参加できる以上、構成員に対するいかなる種類の秘密もあってはならない。秘密は罪悪の手段であり、いまや我々が立脚したいと望んでいるのは、美德にほかならないのである。我々をして専制政治を振り落としさしめたものは、あの陰險な恐怖なのだ。そして、束縛を断ち切った諸々の手が、再び束縛を受けることはあるまい。然り。フランス人があれほどの犠牲を払ったのは、再び隷属状態に陥るためではあるまい。我々は、やがて我々をその状態に陥らせるであろう政令の撤回を、諸君に要求する²¹。

人民の代表者諸君²²、我々が諸君に示す共和主義者としての誇りを、嘆かないでいただきたい。この堂々たる態度は諸君の所産なのであり、我々が採択した政府のおかげで、我々はこの態度をとれるのである。もし、我々が、国王の奴隷たちのように卑屈で臆病になって、諸君の前に、自由な人間にふさわしい雄々しく勇敢な顔つきを見せないとすれば、ヨーロッパのあらゆる人民の上に我々を引き上げてくれるこの政府に値しないであろう。

立法者諸君、以上が我々の原則であり、以上が我々の誓約である。そして、諸君を前にしてかくのごとく姿を現わした魂を突き動かすこの煮えたぎる血管の中で、諸君の防衛に役立つべき血液と、暴君たちを壊滅させるために注がれるべき血液とが、同時に流れているのである。

委員長 ピロン
書記 サド

¹ 「主権者の代理人諸君」の原語は”Mandataires du souverain”。議員を指すのにdéputéあるいはreprésentantの代わりに「代理人」を意味するmandataireが用いられたのは、フランス革命期の新語法。1789年秋から翌年にかけて人民主権および直接民主政につながる立場から用いられた(M. Genty, mandataires représentants [1789-1790], in Dictionnaire des usages sociopolitiques [1770-1815], Klincksiek, 1985)。そして、一七九二年から翌年にかけてのサン＝キュロットの運動の中で、やはり議員をmandataireと呼ぶべきであるという主張がなされた(A. Soboul, Les Sans-Culottes, Seuil, 1968, p.111)。

² 1793年6月4日に、国民公会は七条からなる政令を出した。

³ 政令の第二条に、「地区の愛国者証明書に基づいてのみ加入し得る」とある。

⁴ Catilina, Lucius Sergius: 前108-62。「ローマ共和政末期の〈カティリナ事件〉の首謀者。貴族の出。明敏であるが放蕩無頼で産を傾け、借財に悩み野心に燃えて統領になるうとして失敗し、当時の社会に不満を有するものを凡ゆる社会層から集めて陰謀を企てたが、ケケロ等の奮闘によって破れ、エトルリアに逃れ、追討軍と戦って敗死した」(『岩波世界人名辞典 増補版』岩波書店、1981年)

⁵ Cromwell, Olivier: 1599-1658)。イギリスの軍人、政治家。内乱を鎮めたが、「議会在軍隊に対する彼の権力の縮減を図ったため暴力を以てこれを解散し(53)軍隊から推されて護国卿となり、一院および国务会議の制で統治した。議会は彼に王位を薦めたが(57)共和派将兵の反対により辞退した。上院復活後、両院が衝突するとこれを解散し(58)、以後全く軍隊の支持による独裁政治を執ったが、同年夏健康を害してホワイトホールに没。ウェストミンスター聖堂に葬られたが、のち発掘、さらし首にされた(61)」(『岩波世界人名辞典 増補版』)

⁶ 政令の第四条に「俸給は一日四〇スーとする」とある。

⁷ パリの当時の人口は約六〇万人であったから、男子が約三〇万人、そのうち老人、子供、病人等を除くと即戦力となるのがその半分の一五万人と計算したのであろう。

⁸ 原語はReprésentants du peuple。草稿では「主権者の代理人諸君 (Mandataires du souverain)」。草稿に比べて中立的な表現になっている。『草稿』の訳注¹を参照。

⁹ 「証明するつもりである (nous allons vous le prouver)」は、草稿では「証明したいと思っている (nous espérons vous le prouver)」。

¹⁰ 「兵を引き揚げさせてしまうかもしれぬ (il pourrait dégarnir les ateliers)」は、草稿では「兵を引き揚げさせてしまう (il dégarnit les ateliers)」と断定している。

¹¹ 「諸君の政令は不当に思われる (Votre décret paraît injuste)」は、草稿では「諸君の政令は不当である (Votre décret est injuste)」と断定している。

¹² 「政令は不当に思われる (Il paraît injuste)」は、草稿では「政令は不当である (Il est injuste)」と断定している。

¹³ 草稿では「革命の一ページページを振り返り (un coup d'œil rétroactif sur les pages de la révolution)」。

¹⁴ この文の後で、草稿にある「獵騎兵や擲弾兵やスイス人傭兵や国王衛兵の設立によって引き起こされた、紛糾や混乱を思い出していただきたい」が削除されている。

15 立法者諸君、フランス共和国の兵士たちが、諸君を防衛し得るかどう
か、また、彼らが裏切り者を識別し、人民の真の代表たちの権利を保全し得
るかどうかを、諸君は誰よりもよく知っている (Législateurs, personne
ne sait mieux que vous si les soldats de la République française
peuvent vous défendre, s'ils savent discerner les traîtres, et
maintenir les droits des vrais représentants du peuple) : 草稿では
「立法者諸君、フランス共和国の兵士たちが、外では諸君を防衛し得ると同
時に、内では諸君の意に従い得るかどうか、また、兵士たちが裏切り者を識
別し得ると同時に、人民の真の代表たちの権利を保全し得るかどうかを、諸
君は誰よりもよく知っている (Législateurs, personne ne sait mieux que
vous si les soldats de la République française peuvent, et vous
défendre au-dehors, et vous environner au-dedans, s'ils savent
discerner les traîtres, et maintenir les droits des vrais représentants
du peuple) 」。

16 草稿では、この節と次の節との間に「要するに (en un mot)」が挿入さ
れている。

17 草稿では「四〇スーではなく五〇スーの俸給 (une paye, non de
quarante sols, mais de cinquante)」。

18 「貧しい人々の財産 (les propriétés du pauvre) 」は 草稿では「彼ら
の財産 (leurs propriétés)」。

19 この文の後で、草稿にある「しかし、パリの革命軍は不要である。その
軍隊に関する政令については、立法者諸君、それが下策であると同時に不当
で危険でさえあることを今証明した通りであり、したがって、我々はその撤
回を諸君に要求する」が削除されている。

20 「自己防衛に困りはしないのである (la cité.. suffit sa propre
défense) 」 : 草稿の「傭兵を雇う必要はない。傭兵は俸給を支払われると
いうだけで、その都市を防衛する資格を持たないのである (la cité.. n'a pas
besoin de soudoyer des mercenaires, qui, par cela seul qu'ils
seraient payés deviendraient indignes de la défendre)」が簡略化され
ている。

21 「フランス人があれほどの犠牲を払ったのは……政令の撤回を諸君に要求する (les Français n'auront pas fait tant de sacrifices à la liberté pour se replonger dans l'esclavage, et nous vous demandons le rapport d'un décret qui nous y replongerait bientôt)」：草稿では「自由のためにあれほどの犠牲を払った挙げ句、再び隷属状態に陥るほど、フランス人が弱くなることは決してあるまい。我々は、ここで諸君を前に、我々の懐に傭兵の軍隊を絶対に認めないと誓約するとともに、外敵から、あるいはしばしば外敵よりも一層危険な内部の裏切り者たちから、諸君を守るために、我々自身の肉体をもって防壁となすことを誓約する (jamais les Français ne seront assez faibles pour n'avoir fait autant de sacrifices à la liberté que dans la seule vue de se replonger dans l'esclavage; et le même serment, que nous vous faisons ici, de ne jamais souffrir d'armée soldée dans notre sein, nous l'employons pour vous jurer que c'est avec nos corps que nous formerons le rempart qui vous défendra des ennemis du dehors, ou des traîtres de l'intérieur, souvent plus dangereux)」。

22 「人民の代表諸君 (Représentants du peuple)」は、草稿では「主権者の代理人諸君 (Mandataires du souverain)」。